

○ 社会福祉法人松籟会 費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松籟会(以下「法人」という。)の主催する各号に該当する理事会、評議員会及び講習会等に出席する者の出席に要する費用の支給は、この規程の定めるところによる。

- (1) 理事会及び監事会
- (2) 評議員会
- (3) 講習会、研修会等
- (4) その他、理事長が認める事項

(勤務)

第2条 法人の役員のうち、常勤の理事長及び常務理事は、法人及び施設、各事業所の管理者として経営に直接かかわり、業務の円滑化、効率化を図る。社会福祉法人松籟会の理事、評議員は非常勤役員として業務を司る。

(費用弁償)

第3条 費用弁償の額は、次のとおりとする。なお、理事、評議員を兼務の場合は20,000円の同額とする。

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 理事、監事 | 20,000円 |
| ② 評議員 | 15,000円 |
| ③ 講習会、研修会等の講師料 | 10,000円～ 30,000円 |

2 上記の各号に掲げるもので遠距離の場合は車賃、宿泊を必要とする場合にはその必要とする金額を支給することができる。

(委任)

第4条 この規程に定めのない事項については出張旅費規程等を勘案して理事長が決定する。

附 則

この規程は、昭和56年9月15日から施行する。

この規程は、平成2年11月10日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。